平成22年２月２日
第2151号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

告　示
○証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出（４９・会計管財課）……1
○道路区域の変更（５０・鹿角地域振興局建設部）……1
○道路区域の変更（５１・北秋田地域振興局建設部）……2
○道路区域の変更（５２、５３・山本地域振興局建設部）……2
○建設業の許可の取り消し（５４・秋田地域振興局総務企画部）……3
○建設業の許可の取り消し（５５・由利地域振興局総務企画部）……3
公　告
○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（会計管財課）……3
○県営土地改良事業計画の変更（北秋田地域振興局農林部）……4
○土地改良区の役員の退任の届出（仙北地域振興局農林部）……4
○土地改良区の役員の退任の届出（雄勝地域振興局農林部）……5
教育委員会告示
○教育委員会会議の開催（２・教育庁総務課）……5
選挙管理委員会告示
○選挙権を有する者の総数の50分の１の数及び３分の１の数（６）……5
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１の数（７）……5

告　　示

秋田県告示第49号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第４号）第57条第１項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成22年２月２日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

売りさばき人の事務所の所在地及び名称	
変　更　後	変　更　前
大館市比内町扇田字下扇田22－1 有限会社　明祝商事	大館市比内町扇田字下扇田39 有限会社　明祝商事

秋田県告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年２月２日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県道	旧	大館十和田湖線	鹿角郡小坂町小坂字鯰沢８地先から坂ノ上88番地３まで	7.00～10.00	0.860
	新	大館十和田湖線	〃	9.00～36.00	0.880

２　道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
⑴　場所　鹿角地域振興局建設部用地課
⑵　期間　平成22年２月２日から同月15日まで

秋田県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成22年２月２日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県道	旧	坊沢鷹巣線	北秋田市坊沢字相善岱尻47番地先から字胡桃館58番１地先まで	6.00～20.00	0.444
	新	坊沢鷹巣線	〃	7.00～22.00	0.439

２　道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
⑴　場所　北秋田地域振興局建設部用地課
⑵　期間　平成22年２月２日から同月15日まで

秋田県告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成22年２月２日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名		区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県道	旧	能代五城目線	A	山本郡三種町上岩川字小出２番６地先から字二本杉147番３地先まで	5.50～42.00	2.259
			B	〃	1.00～8.50	2.168
	新	能代五城目線	A	山本郡三種町上岩川字小出２番６地先から字二本杉147番３地先まで	5.50～42.00	2.259

２　道路の区域を表示した図面を縦覧場所及び期間
⑴　場所　山本地域振興局建設部用地課
⑵　期間　平成22年２月２日から同月15日まで

秋田県告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成22年２月２日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名		区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県道	旧	琴丘上小阿仁線	A	山本郡三種町上岩川字大沢73番２地先から字小又口３番１地先まで	6.00～42.00	1.910
			B	〃	5.50～24.00	1.573

	新	琴丘上小阿仁線	A	山本郡三種町上岩川字大沢73番２地先から字小又口３番１地先まで	6.00～42.00	1.910

秋田県告示第54号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、公告する。

平成22年２月２日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　処分をした年月日
　平成22年１月20日
２　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
　エコシステム有限会社
　秋田市外旭川八幡田一丁目14番14号
　代表取締役　柴　田　直　俊
　秋田県知事許可（般－18）第40449号
３　処分の内容
　土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し
４　処分の原因となった事実
　平成22年１月20日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
　このことが建設業法第29条第１項第４号に該当する。

秋田県告示第55号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、公告する。

平成22年２月２日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　処分をした年月日
　平成22年１月19日
２　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
　松山建設工業株式会社
　由利本荘市岩谷町字松山１番地
　代表取締役　大　滝　　亮
　秋田県知事許可（般－16）第10795号
３　処分の内容
　管工事業に係る一般建設業許可の取り消し
４　処分の原因となった事実
　平成22年１月19日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。
　このことが建設業法第29条第１項第４号に該当する。

公　　告

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項の規定に基づき、公告する。

平成22年２月２日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所　在　地	地目等	面　積（㎡）	予定価格（円）
1	秋田市向浜一丁目１番125	雑種地	18,950	86,697,000
2	大仙市小貫高畑字曽四川３番19	宅地	821.41	13,964,000

２　契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場　　所	期　　間
1	出納局会計管財課 財産管理・車両班　（電話　018-860-2736）	平成22年２月２日（火）から同月17日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前９時から午後５時まで
2	仙北地域振興局総務企画部 総務経理課総務班　（電話　0187-63-5223）	平成22年２月２日（火）から同月18日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

３　入札執行の場所及び日時

番号	場　　所	日　　時
1	出納局会計管財課入札室	平成22年２月18日（木）午前10時
2	仙北地域振興局庁舎第５会議室	平成22年２月19日（金）午後１時30分

４　入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を２に掲げる期間内に２に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の４の規定に該当する者を除く。）

５　入札参加申込みに必要な書類等

⑴　個人の場合

住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）

⑵　法人の場合

法人の登記事項証明書

６　入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の５以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

７　入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第４号）第166条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

８　予定価格

秋田県財務規則附則第７項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

９　その他

詳細に関しては、出納局会計管財課（電話018-860-2736）に照会のこと。

北秋田市栄字太田６番地５長谷川正ほか19名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第６項において準用する同法第87条第５項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年２月２日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　縦覧に供すべき書類の名称　県営土地改良事業（鷹巣三堰地区かんがい排水事業）変更計画書の写し

２　縦覧期間　平成22年２月３日から同年３月３日まで

３　縦覧場所　北秋田市役所

土地改良法（昭和24年法律195号）第18条第16項の規定により、秋田県七滝土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年２月２日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

退任理事の住所及び氏名

仙北郡美郷町飯詰字水上14番地　　高　橋　義　美

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年２月２日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

退任理事の住所及び氏名

湯沢市深堀字渕尻112番地　　井　上　榮　悦

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第２号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成22年２月２日

秋田県教育委員会委員長　北　林　真知子

１　日時

平成22年２月４日午後３時

２　場所

由利本荘市立本荘南中学校

３　案件

(1)　議会の議決を経るべき教育関係予算に対する意見についての専決処分報告について

(2)　教育次長の任免についての専決処分報告について

(3)　秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について

(4)　秋田県立中学校管理規則の一部を改正する規則案について

(5)　秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案について

(6)　その他

選挙管理委員会告示

秋選管告示第６号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の１の数及び３分の１の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成22年２月２日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

50分の１の数　　18,659

３分の１の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）

222,158

秋選管告示第７号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成22年２月２日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

選挙区別

秋田市	89,389
能代市山本郡	26,595
横手市	28,282
大館市	22,568
男鹿市	9,733

湯沢市雄勝郡	20,751
鹿角市鹿角郡	11,789
由利本荘市	24,261
潟上市	9,672
大仙市仙北郡	32,115
北秋田市北秋田郡	11,681
にかほ市	7,815
仙北市	8,688
南秋田郡	7,648

発行者　秋　田　県　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月3,675円（税込み）
印刷所　株式会社　松原印刷社　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者　松原　繁雄　秋田市山王七丁目５番29号